

戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の景観及び村民の安心安全の確保を図るため、村内に存在する老朽危険空き家の解体及び撤去に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、戸沢村補助金等の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存する、居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（長屋又は共同住宅を除く。）をいう。
- (2) 老朽危険空き家 村内に存在する、居住その他の使用がなされていないことが常態である建物等で、そのまま放置すれば倒壊又は建築材等が飛散する等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
- (3) 解体撤去業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条1項の許可を受けた又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた建設業者（山形県内に本店を有する法人又は個人）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本村の固定資産台帳に登載している空き家の所有者（当該所有者より老朽危険空き家の解体及び撤去について委任を受けた者を含む。）又は相続権利者（当該相続権利者より老朽危険空き家の解体及び撤去について委任を受けた者を含む。）
- (2) 村税（国民健康保険料（税）・各種使用料を含む。）等の滞納がない者

- (3) 交付申請年度の2月末日までに、第11条に定める戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金実績報告書を提出することができる者。ただし、異常気象又はその他の事由により3月末日までに当該実績報告書を提出することが困難であると村長が認める場合は、この限りでない。

(補助対象老朽危険空き家)

第4条 補助交付金の対象となる老朽危険空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人が所有するもの
 - (2) 物権又は賃借権が設定されていないもの
 - (3) 建替えを目的としていないこと。
 - (4) 土地の譲渡を目的としていないこと。
 - (5) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。
 - (6) 住宅の不良度の判定基準(別表)による評点の合計が100点以上であるもの
 - (7) 解体撤去後の跡地について、管理人を定め、雑草等の繁茂や不法投棄の誘発を生じさせない旨を記載した確約書を提出できるもの
 - (8) 火災その他災害等を原因とするもの
- 2 前項の規定に関わらず村長が特に認めるものについては、補助対象老朽危険空き家とする。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の対象となる経費は、解体撤去業者による老朽危険空き家及びその敷地に存する工作物の解体、撤去及び処分に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象事業に要した経費に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額)又は100万円のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の交付は、第3条に規定する補助金交付対象者1人につき1回限りとする。ただし、第3条第3号で定める者については、この限りでない。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、戸沢村老朽危険空き家解体事業事前調査申込書(様式第1号)により当該空き家が補助対象事業に該当するか否かの調査を村長に申し込むものとする。

- 2 前項の事前調査申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 補助金の交付を受けようとする空き家の位置図、写真及び補助金の交付を受けようとする建築物の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳の写し）
 - (2) 補助金の交付を受けようとする建築物の登記事項証明書に共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者からの当該建築物の解体についての同意書
 - (3) 補助金の交付を受けようとする建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合にあっては、当該権利者からの当該建築物の解体についての同意書
 - (4) 第3条第1項第1号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合であってその交付を受けようとする建築物を相続する者が2人以上であるときにおいて当該建築物が分割登記されていないときは、当該相続人（当該申請者を除く。）の当該建築物の解体についての同意書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 3 村長は、前項の事前調査申込書を受理したときは、審査及び現地調査を行い、その結果を事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類等を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象老朽危険空き家の解体及び撤去にかかる経費の見積書
- (2) 対象老朽危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状
- (3) 対象老朽危険空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なるときは、当該土地の所有者の解体等に係る同意書
- (4) その他村長が必要と認めるもの

（補助金の交付の決定）

第9条 村長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容の精査及び現地調査等を行い、補助要件に適合しているかを審査し、戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は取下げしようとする者は、戸沢村老朽危険空き家解体事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 村長は前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、戸沢村老朽危険空き家解体事業変更(中止)承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、老朽危険空き家の解体及び撤去が完了したときは、戸沢村老朽危険空き家解体事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類等を添えて、遅延なく村長に提出しなければならない。

(1) 老朽危険空き家の解体及び撤去に要した経費を証する領収書

(2) 老朽危険空き家の解体及び撤去後の写真

(3) 廃棄物処理に関する処分証明書類

(4) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、前条に規定する実績報告を受理したときは関係書類等を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金交付請求書(様式第9号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 村長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第13条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し等)

第15条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) 偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (3) 解体撤去後1年を経過しないうちに、建造物を建築したとき又は解体撤去後の土地を譲渡若しくは贈与したとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、すでに補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
住宅の不良度の測定基準

	評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	③基礎、土 台、柱又はは り	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥はく落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋といたがないもの	10	10

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。